

旭指監第 88 号
平成29年6月7日

市内介護保険サービス事業者 各位

旭川市長 西川 将人
(福祉保険部指導監査課)

介護保険サービスにかかる利用料の受領に伴う領収証の交付について

介護保険サービスの提供に伴い、利用料の支払を受けた場合は、介護保険法第41条第8項等の規定により領収証を交付しなければならないこととされています。

また、介護保険法施行規則第65条等の規定では、介護報酬の利用者負担部分と食事費用、滞在費用、その他費用等を区分して記載することとされています。

従いまして、介護保険サービスの利用料等の支払いを受けた場合には、利用料や食事費用等の内訳を領収証に記載するか、領収証の別紙として内訳を提示する等により、支払を受けた費用の内訳が確認できる領収証を交付してください。

この領収証は、現金で支払われた場合のほか、口座振込等により支払われた場合であっても、事業者として領収証を交付する必要がありますので留意してください。

なお、有料老人ホームに併設し介護保険サービスを提供している事業者にあつては、有料老人ホームの利用料と介護保険サービスの利用料について、それぞれに領収証を交付するのではなく一つの領収証とする場合は、有料老人ホームと介護保険サービスについて、それぞれの費用の内訳が確認できる領収証を交付してください。

(担 当)

福祉保険部指導監査課 介護担当
電話 0166-25-9849